

2026年度名古屋市予算への要望書（革新市政の会）

第1章 誰もが安心して住み続けられる名古屋にするために

- 1 生活を支える社会保障制度を充実させること
- 2 健康を支える制度を充実させること
- 3 安心して暮らせる福祉制度を充実させること
- 4 市民の移動と居住を保障すること

第2章 子どもが生き生きと育つ名古屋にするために

- 1 子どもの権利を踏まえた子育て支援を充実すること
- 2 どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

第3章 自分が自分らしく生きることができる名古屋にするために

- 1 ジェンダー格差を解消し、人権と多様性が尊重される社会をつくること
- 2 若者の未来に希望を
- 3 安心して働き続けられる名古屋に
- 4 中小業者を育成、地域経済の発展を
- 5 文化、芸術を担える名古屋を、暮らしにゆとりを
- 6 スポーツのあり方を市民本位の施策で

第4章 環境と平和をまもり、安全で快適に暮らせる名古屋に

- 1 緑豊かで快適な街と暮らしを実現することで、ヒートアイランド現象を和らげ、市民を暑さから守ること。
- 2 環境汚染を監視・取り締まり、環境に悪影響を及ぼす公共プロジェクトを中止すること
- 3 地震あるいは温暖化が原因となって強大化した自然災害を減らし防ぐこと
- 4 「非核平和名古屋市宣言」を制定し、平和の発信と国際交流をすすめること

第5章 「市政の主人公は市民」をつらぬく

2025年10月7日

名古屋市長
広沢 一郎 様

革新市政の会
代表 早川 純午

2026年度名古屋市予算への要望書

はじめに

市民の暮らしの向上のための、貴職の日頃からのご努力に敬意を表します。

さて、私たち革新市政の会は、市民の暮らしを守り向上させる立場から、名古屋市の2026年度予算について重点要望をまとめましたので、提出させていただきます。

今、食料品や生活必需品などの物価高騰が深刻な問題となっていて、市民生活を直撃しています。中小、零細事業者や非正規労働者、失業者、年金生活者、学生など、決して十分ではなく、春闘の賃上げの恩恵さえ受けることができない人たちが多くいます。

物価高騰から国民を守るためには、消費税の引き下げが有効です。企業への優遇減税を見直し、超富裕層の負担能力に応じた課税を行えば、すぐに消費税を引き下げることが可能です。

広沢市長は、選挙公約に掲げた「市民税減税」を5%から10%にするための財源およそ100億円を捻出するために、市の事業を見直すなどの「行財政改革」を行うとして、プロジェクトチームを立ち上げました。河村前市長がすすめた「市民税減税」は、これまで20年にわたって、その財源の捻出のために、市民の暮らしや福祉のための施策や人件費の予算を「行財政改革」として毎年削ってきました。これ以上の削減は許されず、公共サービスを充実させる行政への転換、市民のいのちと暮らしを守る行政への期待が高まっています。

名古屋市基本構想では、基本理念を「市民自治の確立」「人間性の尊重」「特性と伝統の活用」として、「市政の主体は市民」「個人の尊厳や男女平等に基づき市民が自信と希望を持ち」と謳っています。名古屋市がこの基本構想に沿って市政を行うならば、市民の切実な声に目を向け、市民生活を守る施策を優先して実施する責務があります。

こうした視点からまとめたこの要望書について、真摯に検討され、実現に力を注いでいただくことを心から要望するものです。

第1章 誰もが安心して住み続けられる名古屋にするために

介護保険料、国保料、後期高齢者医療保険料は毎年のように引き上げられ、物価高騰が進む中で耐えがたい負担となっています。また、県内で唯一、要介護高齢者の障害者控除の認定を行わず、障害者医療費助成制度に所得制限を設けるなど、福祉施策は県内市町村の間で大きく後れを取っています。かつて「福祉日本一」と言われた名古屋の福祉は、新自由主義的な市政運営のもとで大きく削られてしまいました。

民営化や自己責任の施策を押し進める市政ではなく、福祉や社会保障制度を充実させて誰もが安心して住み続けられる名古屋にするために、以下の施策を実現してください。

1 生活を支える社会保障制度を充実させること

(1) 安心して介護保険が利用できるよう、介護保障を充実すること

- ① 県内一高い介護保険料を一般会計からの繰り入れなどにより引き下げる。低所得者・生活困窮者の保険料・利用料に独自の減免制度を設けること。
- ② 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、居住型ではなく福祉としてのサービスを大幅に増やし、特養入所待機者を解消すること。
- ③ 市直営の特養である厚生院について、廃止計画を撤回し受け入れを再開すること。市大附属病院と連携し、医療、福祉、介護の一体型施設として整備すること。
- ④ 介護保険施設、介護付有料老人ホーム等の入所者の居住費・食費について、補足給付に加えて市独自の補助を行い、負担を軽減すること。
- ⑤ おむつ代など介護にかかる経費の補助として介護サービスの利用者に要介護高齢者支援金を支給すること。
- ⑥ 総合事業は、報酬単価を引き上げるなどの支援を強めること。
- ⑦ 2024年4月介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに伴い苦境に陥っている訪問介護事業所に対し、支援を行うこと。
- ⑧ 介護職員の処遇改善・人材確保のための施策を実施すること。
- ⑨ 在宅高齢者エアコン設置助成を拡充し、恒常的な制度とすること。

(2) 高い保険料を引き下げ、国民健康保険を改善すること

- ① 名古屋市独自の保険料減免・軽減制度と特別控除制度を守り、一般会計からの繰り入れの拡大と、均等割保険料の5%から10%への引き下げで、誰もが払える国民健康保険料に引き下げること。
- ② 18歳までの子どもの均等割保険料を免除すること。市独自の減免制度を拡充すること。
- ③ 保険料滞納者の生活実態の把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止などを迅速に実施すること。滞納者への差し押さえについては、滞納処分によって生活困難に陥ることがないように法令を遵守すること。
- ④ 困った人が利用できるように低所得世帯に対して、医療費一部負担金減免制度を拡充すること。
- ⑤ 国民健康保険への傷病手当金・出産手当金制度について、政府に強く財源措置を求める

とともに、名古屋市としても独自制度を導入すること。

(3) 高齢者、障害者、妊産婦の福祉医療制度を拡充すること

- ①高齢者に市独自の助成制度を設け、70歳から74歳の高齢者の医療費負担は2割自己負担を1割とし、75歳以上の高齢者の医療費の1割負担は無料とすること。当面、福祉給付金の対象者を順次拡大すること。
- ②県内で唯一設けている障害者医療費助成の所得制限を廃止するとともに、精神障害者の自立支援医療（精神通院医療）の自己負担を無料にすること。
- ③妊娠中および産後の医療を安心して受けられるよう妊産婦の医療費無料制度を創設すること。

2 健康を支える制度を充実させること

(1) 医療と公衆衛生をまもること

- ①低所得者でも安心して必要な医療が受けられる無料低額診療事業が広がるように、無料低額診療事業を実施する医療機関に対し補助を行うこと。
- ②東部・西部医療センター、緑市民病院（現みどり市民病院）、厚生院附属病院（現みらい光生病院）、名古屋市総合リハビリセンター附属病院（現リハビリテーション病院）が担ってきた感染症・災害・難病・障害者・周産期・救急医療などの不採算部門が切り捨てられることなく、市民のいのちと健康を守るための必要な医療が提供できるようにすること。
- ③地域医療構想に基づいた安易な病床削減を行わず、地域に必要な病床数を確保すること。コロナ感染症対応の教訓から、新たな感染症に備え、重症化した感染者が速やかに必要な治療ができるよう感染症病床を整えること。
- ④保健所・保健センター、衛生研究所について、保健師の地区担当制を維持し、人員を含め抜本的に体制を強化すること。
- ⑤市独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施すること。

3 安心して暮らせる福祉制度を充実させること

(1) 地域で安心して暮らせる高齢者福祉を拡充すること

- ①介護・医療・保健・福祉など的高齢者を支える「総合相談窓口」であり、介護保険の申請窓口でもある「いきいき支援センター(地域包括支援センター)」を、中学校区単位での設置に広げること。
- ②加齢性難聴者への補聴器助成制度を創設すること。
- ③孤独死、虐待等防止、認知症の早期発見につながる制度を拡充し、体制を強化すること。
- ④介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を、税制上の障害者控除の対象とすること。該当者には「障害者控除対象者認定書」を自動的に届けること。
- ⑤見守り付きの高齢者・障害者専用住宅を公営で確保すること。
- ⑥敬老パスの利用回数制限を撤回し、利用の促進を図ること。

(2) 障害者差別・偏見・虐待をなくし、権利としての障害者・児福祉施策を拡充すること

- ①人権条例の制定を市民参加ですすめること。
- ②希望する障害福祉サービスが利用できるようにすること。重度の障害のある人の生活を支えるため多機能型小規模入所施設などを含め「選択できる多様な暮らしの場」を整備すること。
- ③障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にすること。
- ④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」とすることなく、本人の意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにすること。
- ⑤障害者・児の福祉事業への新規参入にあたっては、名古屋市の指定基準を設け、指定・指導・監査体制を強化すること。

(3) 必要な人にはすぐに生活保護を支給できるようにすること

- ①最高裁判所の判決を受けて、生活保護の違法な減額処分を直ちに取り消し、回復すること。あわせて、物価や光熱費の高騰が、生活困窮者の生活を直撃しており、低すぎる生活保護基準の引き上げを国に要望し、市としても手当を支給すること。
- ②生活保護の相談・申請にあたっては、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など違法な「水際作戦」や他自治体への「たらい回し」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給すること。
- ③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定すること。
- ④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、現在100世帯を超えるケースワーカーの1人あたり担当世帯数を国標準（80世帯）以下とすること。
- ⑤エアコン設置購入費の支給を生活保護開始時等に限定しないこと、および光熱費の加算を国に要求すること。

4 市民の移動と居住を保障すること

(1) 市民の「移動」を保障すること

- ①自動車利用と公共交通の割合の目標を、現在の「6：4」（現在64：36）から「4：6」にすることをめざしつつ、当面「5：5」に引き上げ、公共交通の充実をはかること。
- ②市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実すること。また市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営に戻すこと。
- ③街中の自転車レーンをシームレスに整備すること。
- ④プラットフォームからの転落防止のため、可動式ホーム柵をJR、私鉄等の駅に設置できるよう検討すること。

(2) 市民の「居住」を保障すること

- ①高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やすこと。老朽化した住宅の建て替

- えを推進すること。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、子育て世帯の入居を促進すること。新設・改修時にはZEB超の基準設計を進めること。
- ②単身者むけ市営住宅については年齢制限（現行は60歳以上）をなくし、若者や学生も入居できるようにすること。
 - ③見守り付きの高齢者・障害者専用住宅を公営で確保すること。
 - ④階段室型の市営住宅のエレベータの設置を進めること。
 - ⑤若者、子育て世帯、低所得世帯に民間住宅の家賃等の補助制度を実施すること。
 - ⑥住宅リフォーム助成制度を設けること。
 - ⑦障害者住宅改造補助金を増額するとともに、高齢者などに対象者を広げたバリアフリー化のリフォームに掛かる助成制度を設け、必要に応じて利用できるようにすること。
 - ⑧木造住宅耐震改修助成制度について、費用の全額を補助し、家屋が1件も倒壊しないことをめざすこと。
 - ⑨断熱改修などエネルギー効率を改善するリフォーム等に費用の助成をすること。低所得世帯や中小企業等には全額助成すること。

第2章 子どもが生き生きと育つ名古屋にするために

1 子どもの権利を踏まえた子育て支援を充実すること

河村市政の15年間で子ども関係の施策がどんどん改悪されていることや公立保育園は廃止・統廃合・民間移管がすすみました。公立保育園は123か園から83か園に（2025年）、民間保育園は159か園から367か園（2024年）になりました。小学校の給食は1人あたり月額4,400円で、無償化を求める声広がっています。学童保育の待機児童は49人（2025年）で、待機児童対策が必要です。児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,490件（2024年）、一時保護所はいつも定員いっぱい、どちらも早急な対策が必要です。

すべての子どもが格差なく健やかに成長できる名古屋を実現してください。

（1）子どもの権利を踏まえた子育て支援を充実すること

- ①子どもの権利や子どもの貧困対策を包含した「なごやこども子育てわくわくプラン」を実効あるものにするためにも、すべての子どもが格差なく幸せに育つ施策を実施すること。
- ②子どもが過ごす施設は、耐震性と高断熱性を備え、心身に負担をかけない素材を使用すること。
- ③ひとり親世帯に対して、手当の拡充、自立支援員の正規職員化など支援・相談体制を充実すること。
- ④ひとり親世帯などに対する教育・学習支援については、対象の児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大すること。
- ⑤「子ども食堂」「無料塾」などのとりくみへの支援を拡充すること。
- ⑥「こども家庭センター」を各区に設置すること。児童福祉と母子保健の連携をより強化

し、子育て不安のある親子が気軽に相談できる場づくり、家庭訪問などのアウトリーチの活動をすすめ、安心して暮らせる地域づくりを推進すること。

⑦子育て世帯に民間住宅の家賃等の補助制度を実施すること。

(2) すべての子どもが安心して育つための保育・教育を充実すること

①どの施設でも開園中のすべての時間帯において2024年4月に改正された国の保育士配置基準を満たし、どの時間帯でも子どもの人権を守る保育を実施し、保護者支援が十分にできるよう予算の確保に努めること。

②乳児期の保育料を無償化し、0歳から高校卒業までの子育てにかかわる経済的負担の軽減をすすめること。

③保育所等の給食費無償化をすすめること。公費の投入によって有機野菜や地産の食材などの利用を高め、内容を充実させること。

④市立幼稚園において給食をはじめ、給食費は無償とすること。

⑤保育を希望する乳幼児は認可保育所と認定こども園に入園し、自治体の保育実施義務を果たすようにすること。

⑥現在進められている市立保育園の民間移管は中止すること。

⑦市立幼稚園の3歳児保育を全園で実施し、預かり保育を充実させること。

⑧認定こども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育水準に格差がないように努めること。

⑨子どもの運動量の確保のためにどの保育施設にも園庭の設置をすすめること。

⑩増加している企業主導型保育事業について、実態把握に努め改善を要する事項は指導を行うこと。

⑪未就園の親子が気軽に保育施設を利用できるよう子育て支援を充実すること。安全な体制と施設を確保したうえで一時保育事業を充実すること。

⑫日本語を母語としない子どもに対応する専門的な職員および自動翻訳機を必要な保育園等に配置すること。

(3) 学童保育を充実させること

①子どもたちが生活するにふさわしい学童保育所を全小学校区に確保・充実し待機児童をなくすること。

②学童保育所の保護者が負担している保育料を無料にすること。

③学童保育所に施設長、調理員、事務員を配置するとともに、正規の指導員が4人以上配置できるように運営費助成を拡充すること。

④学童保育所の設置のために公有地の活用を進めるなど、市の責任で土地を確保すること。

⑤学童保育所の施設を木造化するとともに、園庭の設置をすすめること。

⑥子どもの夏休み等の給食保障の補助を検討すること。

(4) 障害のある子どもが療育を受けながら、地域で安心して育つことができるようにすること。

①地域療育センターを各区に設置し、障害のある子どもに対して、ゼロ歳児期からていね

いに支援をする療育を保障すること。

- ②地域療育センターが、地域の保育所・幼稚園・学童保育所等を支援できるよう「地域支援調整部」の体制を更に強化すること。
- ③学齢期の障害児の地域生活支援のため、各区の自立支援協議会と市の関係部署の連携を強化し、児童館、放課後子ども教室、学童保育、放課後デイサービス事業との連携を強化すること。

(5) 子どもの命と人権を守るために児童虐待対策を充実すること

- ①児童虐待問題に対応するために、児童相談所、一時保護所を増設すること。児童相談所の質と量の充実のため職員を増やし、研修や職員の支援を実施すること。
- ②児童養護施設、一時保護所の体制を充実させるとともに、社会的養護の受け皿となる施策を充実させること。

2 どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) 子どもの就・修学を保障する

- ①公立学校が子どもたちのセーフティネットとなり、就・修学を保証するためにも、学校現場の構造的な見直しを行い、定数法にこだわらない人員の配置、業務内容の精選・改革など名古屋市独自のプランを遂行すること。
- ②学区住民の合意のない小学校区の統廃合を行わないこと。また、市立小中高一貫校を設置しないこと。
- ③老朽化し危険な状態にある市立高校の校舎のリフレッシュ改修、建て替えを早急に行うこと。その財源を捻出するために校地の貸付、売却しないこと。
- ④小学校・中学校・高等学校のすべての教室・特別室・実習室および災害時の避難所となる体育館への公費による空調設備設置をすすめ、保護者負担をなくすること。
- ⑤「不登校」の子どもたちや高校中退者へのアウトリーチ事業を行っていくこと。
- ⑥特別支援教育の拡充、高校に発達障害生徒などのための特別支援学級を設置し、どの子どもも排除しない教育を推進すること。
- ⑦小・中・高の校舎のバリアフリー化をすすめること。車いすが利用できるトイレの複数設置を図ること。
- ⑧重度の肢体障害児が通える特別支援学校を名古屋東部に設置すること。
- ⑨若宮商業高校に併設となる高等特別支援学校に引き続き十分な予算をつけること。
- ⑩特別支援学校高等部卒業生を対象にした2年間の専攻科を設けること。
- ⑪本人の特性や困りごと、親の希望などを考慮したうえで、通級指導教室を行うこと。
- ⑫高校各校の機器整備、コンピュータネットワークの保守管理を行う人員配置をすすめること。
- ⑬児童・生徒・学生が心・体の悩みを気兼ねなく相談できるよう、養護教諭を複数人配置すること。
- ⑭県立特別支援学校や各支援団体と連携し、相談体制の拡充をすること。
- ⑮高校部活動においては生徒の成長と人間形成において、多岐にわたる重要な意義もあるこ

とから、外部顧問なども取り入れ、その存在を保障すること。

- ⑯不登校など学校へ通えない児童・生徒に対して行う配信授業では、児童・生徒だけでなく教員にも負担のかからないよう機器などの整備を行なうこと。
- ⑰主体的な学びを実行するためにも、市立学校の児童・生徒の市営交通を全額補助し、各施設の入場・入園料を無償とすること。
- ⑱市立小中学校全校に一人、学校司書を配置し、学校図書館を読書や学び、情報活用能力の育成の場、子どもの心の居場所として充実させること。
- ⑲若年出産や、性感染症の予防に向けて、学校での「性教育」を積極的に進めること。
- ⑳就学援助制度の収入基準を緩和し対象を広げること。申請は学校だけでなく区役所の窓口でも受け付けるようにすること。
- ㉑小中学校で必要な制服、かばん、教材、修学旅行等の費用について無償とすること。
- ㉒高等学校等給付型奨学金制度を拡充し、市外在住者の市立高校生も含め、希望者全員に給付すること。
- ㉓高校で必要な制服、かばん、教材、修学旅行等の費用について補助する制度を作ること。入学金、交通費について補助する制度を作ること。
- ㉔国の GIGA スクール予算打ち切りにより、個人負担となる可能性がある高校生用タブレットは、生徒の学習環境を保障するためにも名古屋市が公費で配備すること。
- ㉕就学援助に準じる制度を高校生対象につくること。

(2) 学校給食を充実する

- ①学校給食については無償とし、内容を充実させること。国、県に費用の補助を求めること。
- ②学校給食の食材について地産化・有機農産物（オーガニック）化に向けて目標をもって進めること。
- ③市立小学校の給食については、全校で自校直営方式とし体制を整備すること。
- ④市立中学校の給食については、弁当とスクールランチとの選択肢ではなく、全員が対象の自校直営方式とし、職員の体制や設備を整備すること。
- ⑤市立夜間中学において学校給食を始めること。
- ⑥市立高等学校夜間定時制の給食を維持し、内容を充実させること。
- ⑦市立高等学校全日制、昼間定時制において給食をはじめること。

(3) 子どもたちに寄り添える学校にする

- ①子どもたちへのきめ細かな対応のため、1クラス20人を目標として当面30人学級にすること。
- ②いじめ、不登校への対応、長時間過密労働解消のため、正規職員を大幅に増やすこと。一年単位の変形労働時間制は導入しないこと。
- ③教員が子どもたちと接する時間を確保するためにも、授業持ち時間を減らし、丁寧な生徒対応ができるようにすること。
- ④深刻な教員不足問題を解消するため、採用試験免除規定の緩和、教員志望者への日本学生機構奨学金返済支援や名古屋市独自の給付型奨学金創設、国に対して大学の教員養成

課程見直しを要請するとともに、待遇を改善して学校を持続可能にすること。

- ⑤常勤講師・非常勤講師の病気休暇・育児休業等に対し、予算を拡充して確実に代替教員を補充できるようにすること。
- ⑥物価上昇、光熱費高騰を考慮して学校運営費を大幅にひきあげること。
- ⑦中学校、高等学校に有資格のスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ⑧日本語を母語としない児童・生徒に対応する専門的な職員および自動翻訳機を必要な学校に配置すること。
- ⑨夜間中学校の適正規模を把握するとともに、希望者すべてを受け入れる体制を整えること。

(4) 防災対策を強化し、子どもの安全を守る

- ①学校の安全点検を行い、建物だけでなく施設・設備の耐震対策や空調設置を行なうこと。
- ②地域の避難場所になっている学校の備蓄・設備の充実や運営体制を充実させること。
- ③防災教育とともに、地域とも連携した防災訓練を充実させること。
- ④原発事故に対する対策を検討し指針を定めること。放射線測定装置を各校に配置すること。

(5) 「戦争する国」づくりに向けた教育を行いません

- ①教科「道徳」などによる愛国心教育の強制はしないこと。
- ②教科書展示会の会場を各区に1カ所は設置し、人員配置に必要な予算を措置し、市民が意見を出しやすくすること。
- ③平和教育の授業で「高校生の原爆の絵」を活用すること。
- ④子どもの人権を守るもとの、自衛隊ヘタックシールを提供しないこと。
- ⑤職業体験リストに自衛隊を入れないこと。
- ⑥小中高生の各学校から広島・長崎の平和記念式典への代表を送ること。

(6) 自然体験や環境教育の充実を

- ①小中高生が利用する野外学習センター、野外教育センターの施設・設備を充実させること。
- ②小中高等学校において環境教育を充実させること。
- ③原発に依存せず、再生エネルギー社会をめざす教育をすすめること。
- ④地球温暖化、生物多様性などの環境課題をSDGsとともに考える教育機会を増やすこと。

(7) 主権者教育を充実する

- ①高等学校における生徒の選挙活動・市民的自由など政治活動を保障すること。
- ②学校における主権者教育を推進するとともに、外部からの政治的・権力的な介入を排すること。
- ③生徒・保護者・地域と共同し、開かれた学校づくりをすすめること。
- ④校則の見直しや制服の制定など、学校のルールづくりには子どもたちが主体的に参画す

るしくみを整えること。

- ⑤いじめや暴力は明白な人権侵害であり許されない行為であることを学校の共通認識にすること。
- ⑥ジェンダー、LGBTQ、障害差別など差別や偏見をなくす人権を尊重する教育を推進すること。

第3章 自分が自分らしく生きることができる名古屋にするために

1 ジェンダー格差を解消し、人権と多様性が尊重される社会をつくること

日本は、ジェンダー平等後進国です。特に愛知県は経済面での遅れが顕著です。女性の社会的進出を妨げている障害を取り除き、名古屋から格差の解消が発信できるようにすることが求められています。多様性を尊重し、人間の尊厳・人権を守り大切にされる社会をめざすことが必要です。

(1) 多様な個性を尊重しあう社会をめざすこと

- ①多様性尊重条例を制定し、あらゆる施策において人権・多様性を尊重する市政運営するとともに、市民や社会の活動を支援すること。
- ②LGBTQなどマイノリティの立場にある人が、不利益を被ることがないようにすること。同性婚について、社会的不利益がないよう環境整備を進めること。差別などに対する相談窓口をつくること。

(2) ジェンダー平等の施策を推進すること。

- ①ジェンダー平等条例を制定し、市政において性別による格差を解消するほか、社会における格差の解消に努めること。
- ②市民会議を開催し、市民の参加で格差解消に向けたプログラムを作成すること。
- ③市が先頭に立ってジェンダー平等をめざすことを宣言し、市役所における推進体制と計画をつくり、市民や職員の声を反映させること。
- ④副市長に女性を1人以上登用すること。審議会などの委員の半数は女性にすること。
- ⑤市の職員は、産休育休の正規代替制度を充実させ、男性の育児休業を促進すること。女性のキャリア形成を保障し、幹部職員、管理職員は、近い将来に女性を半数以上にすること。
- ⑥非正規労働者の7割を女性が占めていることが男女の賃金格差の原因となっていること。市として、会計年度任用職員の正規化を進めること。再度の任用時の公募はしないこと。
- ⑦女性が働き続けられるために、産休・育休・介護休暇が完全取得できるよう周知徹底すること。妊娠・出産による不利益な扱い禁止すること。男女同一労働・同一賃金などの施策を推進すること。
- ⑧ジェンダー平等に取り組む企業を支援すること。公契約において、男性育休取得率や幹部職員の女性比率などを加点の対象にすること。
- ⑨職場・地域・家庭における女性への差別、セクハラ、DV、性暴力をなくす取り組みを

すすめ、被害者への相談・支援対策をすすめること。

- ⑩女性支援法の相談支援員を正規職員化するなど相談窓口や必要な施設の体制を充実させること。ひとり親やDV被害の妊婦等が安心・安全に過ごせる場所を確保すること。
- ⑪子どもの発達と心身にそくした包括的性教育やジェンダー平等教育など、さまざまな分野でジェンダー平等を推進すること。
- ⑫公共施設へ生理用品を常備すること。

(3) ジェンダー平等推進のために国に制度の改善を求めること。

- ①選択制夫婦別姓を実現する民法の改正を国に強く求めること。
- ②女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を国に求めること。
- ③所得税法56条を廃止し、自営業、農林水産業等の労働を正當に評価するよう国に求めること。
- ④日本軍「慰安婦」問題解決のために、国に「加害の事実を認め被害女性に対して謝罪と補償を行うこと。教科書などに『慰安婦』問題を記述して次世代に継承すること」を求めること。

2 若者の未来に希望を

学費が高く、多くの学生が勉学の時間を低賃金・長時間のアルバイトに費やさざるを得ません。就職をしても、長時間労働を強いられ、高い奨学金の返済のために、苦しい生活を抜け出すことができません。未来を担う若い世代が、安心して学び、働ける社会をつくることは、一人ひとりの若者の権利を守り、社会の発展につながります。若者支援に全力をあげ、学ぶことを保障し、人間らしく働ける社会をめざすことが必要です。

(1) 安心して学ぶことができるよう支えること

- ①市立大学・大学院の入学金・授業料を全額助成すること。当面は所得制限を設けること。
- ②大学や大学院等で学ぶ人を支えるために市独自の給付型奨学金制度を創設すること。若者に限らず社会人も対象とすること。

(2) 充実した生活ができるよう若者の生活を支えること

- ①職業等に関わりなく利用できる奨学金返済支援制度を創設すること。
- ②若者への家賃補助制度を創設すること。
- ③若者への就労支援の取り組みを強めること。就労支援の相談・カウンセリング窓口を各区に設置すること。
- ④若者をモノのように使い捨てる「ブラック企業」を規制する条例を制定すること。関係機関と連携し、市として実態を把握し公表するとともに、相談窓口の開設、啓発などをおこなうこと。
- ⑤ブラック企業・ブラックバイトに関する啓発リーフレットを発行し、高校生・大学生などに配布するとともに、高校生には説明会を行いたいこと。
- ⑥若者のサークル活動や文化活動を促進するため、公共施設（青年の家や各種スポーツ設

ど)を拡充し、無料で開放すること。

- ⑦新たに学校教員を目指すもののためにも、学校における働き方改革プランを再度検討し、実効性があり、持続可能な制度設計とすること。

3 安心して働き続けられる名古屋に

急激な物価高騰のもと、実質賃金が下がり続けていること。地域経済を元気にするには大企業で働く労働者だけでなく、中小企業や非正規で働く労働者、フリーランスやアルバイト、外国人労働者を含め、すべての労働者の賃上げを後押しする政策がいまこそ必要です。全国の最低賃金の加重平均が1000円を突破しましたが、まだまだ不十分な水準です。円安の追い風を受け、製造業が順調な名古屋だからこそ、大幅賃上げも政策のチカラで「最低賃金」の引き上げを促すことは可能です。

「なごや働くもんがイキイキ条例」を制定し、名古屋から「みんな平等」を達成し、「賃金の上がる国」を名古屋から変えること。すべての労働者の「賃上げ」で、子どもや若者が奨学金を借りなくとも、平等に学び・青春を謳歌できる社会を名古屋から実現してください。

(1) 若者が働きたいと思う名古屋に

- ①学生やアルバイトの学びやくらしをささえるアルバイト時給の下限を、「地域別最低賃金」が全国で最も高い地域(東京都)の水準まで引き上げる政策を設けること。地方での実践例をモデルに、事業者に対する支援を拡充し名古屋でも実現させること。
- ②職業等に関わりなく利用できる奨学金返済支援制度を創設すること。全国で実施されている制度を参考に、若者も経済を支え、事業者も笑顔になる新しい支援制度を構築すること。

(2) 子育て世代が安心して働き続けられる名古屋に

- ①企業規模によらず、だれもが安心して育児休暇を取れ、幅広くみんなで子育てができる名古屋市独自の条例を制定すること。
- ②「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える子ども・子育て政策を拡充し、子育て世代が安心して働く環境を整え、子どもたちの笑顔輝く名古屋を実現させること。

(3) 女性が“本当に”活躍できる名古屋に

- ①SDGsの達成に向け、男女の賃金格差、ジェンダーによる間接差別やあらゆるハラスメントのない名古屋を実現するための条例を制定すること。
- ②非正規労働者の7割を女性が占めていることが男女の賃金格差の原因となっていること。非正規労働者の正規化を促すなど女性労働者の雇用の安定と処遇の改善をすすめ、賃金格差を解消する取り組みを名古屋からできるようにすること。市として、会計年度任用職員の正規化を進めること。再度の任用時の公募は行なわないこと。
- ③女性が働き続けられるために、産休・育休・介護休業(休暇)が完全取得できるよう周知徹底、妊娠・出産による不利益な扱い禁止、男女同一労働・同一賃金などの施策を推進

すること。

(4) 高齢労働者も障害者も、外国人労働者も活躍できるまち名古屋に

- ①いきいきとやりがいを持って働きたい！を応援すること。安心して働き続けられる労働環境をまもる政策の拡充をはかり、「高齢労働者・障害を有する労働者・外国人労働者の『労災ゼロ』なごや」をめざすこと。
- ②同一労働・同一賃金を徹底し、年齢や障害、国籍による「賃金差別」をなくす条例を制定すること。
- ③障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが労働を通して社会参加のできる名古屋を実現するための事業主支援の強化など障害者雇用支援政策を強化すること。
- ④行政及び民間とも、障害者の法定雇用率の達成はもとより、相談や支援の窓口をつくるなど「雇用の質」の向上を図ること。名古屋市役所で働く障害者の「雇用の安定」を図ること。
- ⑤もっと！ずっと！外国人労働者がはたらきやすい名古屋をめざすこと。事業主に雇用主としての責務を徹底するとともに、雇用維持・再就職援助を政策的に後押しすること。多言語での相談窓口を設けると同時に、SNSを活用して、通訳と相談を同時におこなうワンストップサービスを実施すること。

(5) 物価高騰にまけない「賃上げ」を実感できる名古屋に

- ①「なごや働くもんがイキイキ条例」を制定し、労働者が人間らしく働き生き生きと暮らせる名古屋をめざし総合的な施策を推進すること。好調な経済を、すべての労働者が享受できるまち名古屋を実現すること。
- ②最低賃金を大幅に引き上げるため、社会保険料の使用者負担分の補助など中小企業支援策を具体化すること。
- ③福祉・医療・介護の職場をはじめ公共部門で働く労働者の、公私間の賃金格差を、公的価格や委託料などに上乗せするなどして支給（補助・交付）する制度をつくること。
- ④好調な業績を上げる大企業に「社会的な責任の発揮」を促し、官民が連携して名古屋から労働分配率「日本一」を実現すること。とりわけ、「社員（ワーカー）ファースト制度」など、労働者が働きやすい職場をつくる中小企業を支援する制度を拡充すること。
- ⑤「下請けいじめ防止条例」を制定し、公平・公正なルールと秩序ある社会を名古屋から実現させること。
- ⑥「公契約条例」を制定し、市が発注する事業に従事する労働者に対して時給1500円以上、設計労務単価の90%以上の支払いを義務づける賃金規定と地元優先発注を明記する規定を盛り込むこと。
- ⑦働く人が気軽に利用できる会議室・学習室・防音練習室・大小ホールなどを兼ね備えた労働者福祉施設を各区に設置すること。

4 中小業者を育成、地域経済の発展を

長引く不況とコロナ禍の中で商売を続け、地域経済と住民生活を守って生きた中小業者

は、経験したことのない価格高騰により、全業種にわたって厳しい経営環境に置かれていること。消費税増税とインボイス導入をはじめ税と社会保障の負担増も深刻です。

長年、地域経済と地域住民の安全に寄与してきた中小業者を育成することは、全住民にとって大切です。自治体による中小業者への自治体の積極支援が求められています。

(1) 中小業者の支援を強め、地域経済の発展を目指すこと

- ①「名古屋市中小企業振興条例」を介して、中小業者主役の地域経済の発展のため、直接支援制度を継続的に実施すること。
- ②全事業所調査を実施し、5人以下の事業所の状況を把握し支援施策に活かすこと。
- ③新規開業者に向けた補助制度・支援制度を創設すること。燃油価格高騰補助制度等をはじめ物価高騰対策にとりくむこと。
- ④「住宅リフォーム助成制度（「商店版リフォーム助成制度」「断熱改修助成制度」を含む）を創設し、中小業者、住民、地域経済がともに発展できる支援施策を実施すること。
- ⑤適正な下請単価の確立を目指し、関係機関と連携し大企業に調査と働きかけを強めること。
- ⑥制度融資の小規模企業振興資金の利子補給や保証料補助を行いつつ、名古屋市小規模事業金融公社への支援を強め、保証人なしの制度を創設するなど、制度拡充に取り組むこと。
- ⑦最低賃金を大幅に引き上げるため、社会保険料の使用者負担分の補助など中小企業支援策を具体化すること。
- ⑧中小業者が、税金・融資・社会保障をはじめあらゆる制度をワンストップで相談できる窓口を設置すること。定期的に行う相談会では、弁護士・税理士・業者団体などに相談できる機会をつくること。
- ⑨中小企業、業者の人材確保のための就労支援事業を拡充すること。求人と求職・就労支援、スキルアップや職業訓練等のカウンセリング・相談窓口を各区に設置し、関係する機関と連携がとれるようにすること。
- ⑩職業等に関わりなく利用できる奨学金返済支援制度を創設し、中小企業の人材確保に役立てるようにすること。
- ⑪農業の育成に努めること。有機農業を育成し、食の安全の確保に努めること。

5 文化、芸術を担える名古屋を、暮らしにゆとりを

文化・芸術は市民の生活を豊かに、こころを「耕す」ものです。価値観の多様性が問われている現在、古典から現代のものまで、共存共栄発展しつつある文化・芸術を市民の協力を得ながらすすめて、必要な財源を確保すること。健康で文化的な生活は相乗効果で名古屋市政を豊かにすること。そのためには市民の生活向上が不可欠です。

(1) 市民とともに進める文化、芸術振興施策を

- ①市の管理する文化施設は、市民に奉仕することを基本として指定管理者制度から直営に戻すこと。

- ②動植物園、水族館、科学館、博物館、美術館等で、市民の声を受け止め、魅力ある企画をさらに推進すること。毎月第一日曜日を無料開放して市民が文化に親しむ日にすること。
- ③市美術館、博物館などの企画展等の入場料を子ども、学生、60歳以上の人を無料にすること。働いている人に対して入館時間の延長日をふやすこと。展覧会をする人に対し、会場料をできるだけ安くすること。
- ④文化芸術基本法の趣旨をふまえ、表現の自由を守るために市民の表現活動の機会を公的に保障すること。そのためにも文化団体から申請された後援には応じること。文化・芸術活動への助成は“金を出しても口は出さない”という原則を徹底すること。
- ⑤市の歴史的建造物、史跡を保護するとともにそれに伴う学芸員の育成をすすめること。また、地域で受け継がれている祭りや山車など市民の憩いになるものを大切にすること。
- ⑥定着しつつあるコスプレイベントなどについて、若い人の表現方法の一つとして推進すること。
- ⑦トリエンナーレ等大型事業時も、現代アートを減退させず、地元文化の活性化を考慮するとともに、地元芸術家たちとの連携を持ちつつ、もっと親しみやすい美術展とすること。
- ⑧市民芸術祭は、助成金の増額や会場費の負担などで、より魅力的なものにすること。小説、詩、短歌、俳句、川柳、コミックなど出版活動への助成で、文化の向上をはかること。
- ⑨希望する文化芸術分野の団体と観光文化交流局との懇談を、各ジャンル代表が参加した年2回以上の定期的な懇談会（文化懇談会）にすること。
- ⑩映写機のデジタル化にともなうフィルムの保存、管理など、映像文化の保存について、関係者の意見も聞いて検討し、必要な予算処置を行いつつ、必要に応じて見直しを行うこと。

（2）文化の拠点となる施設を増設、充実させること

- ①市民会館建替による跡地を含む金山の再開発には、市民会館利用者や市民の意見をよく聞き、文化、芸術、スポーツの場となる施設にし、市民本位の文化都市としての名古屋を象徴するものにすること。
- ②名古屋市内には「客席1,000人級のホール」が少なく、公演の「名古屋飛ばし」が起きていること。自主的な演劇鑑賞活動の保障などのためにも、県と連携して演劇公演も可能な「客席1,000人級のホール」を建設すること。
- ③創造拠点としての「稽古場」不足解消のため、施設を増設をすすめること。学校の空教室や公園の使用も検討すること。
- ④定期的に行われ実績を積んでいる地元文化行事について、文化小劇場などを優先利用できるルールを検討すること。
- ⑤図書館の指定管理者制度を見直すとともに、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は、市民や利用者、学識経験者の意見を聞き、再検討すること。

（3）名古屋城を文化的財産として大事に

- ①石垣やエレベーターなどで行き詰る名古屋城天守閣木造復元は中止し、名古屋の「戦後

復興の象徴」である現存の天守閣の耐震化をすすめること。あわせて、名古屋城を文化的財産として大事にし、公園全体を観光・市民の憩いの場として、魅力あるものに整備すること。

- ②現天守の耐震改修にあたっては、内部の改装も含む老朽化対策、エレベーターによるバリアフリーで、天守最上階まで行ける弱者にやさしい施設にすること。
- ③費用については、木造復元事業による建設費や維持管理費など50年間で1千億円について「入場料で賄い、税金投入はしない」という破綻した計画を踏まえて、市民の理解納得を得た財政計画で進めること。
- ④バリアフリーに関する差別発言（2025年6月3日）に対する市側の対応は、通常考えられないものです。通常に対応を職員が取れなかったのは、現天守を解体し、木造復元する整備基本計画を、6月中に文化庁に提出しようとする河村前市長の強引な手法に縛られていたからと考えられます。しかも河村前市長は、「熱いトークもあって、なかなか良かった」と差別発言を容認しているととらえかねない閉会あいさつまで行っています。バリアフリーに関する差別発言について、市として経緯、河村前市長や幹部職員の責任を明らかにし、再発しない手立てを示すこと。
- ⑤歴史的価値が高い石垣を詳細に調査し、保全修復を丁寧にすすめること。

6 スポーツのあり方を市民本位の施策で

スポーツが生活の一部である社会環境は豊かな人生を送ることに欠かせない条件です。一人ひとりの精神的、肉体的要求を政治が受け止め、返していく循環社会をつくることが求められています。

スポーツ基本法はスポーツ愛好者に留まらず、全ての国民、市民のスポーツをする権利を保障しています。行政はこの理念に立ちすべての施策の決定に於いて羅針盤と位置付けて行動していくことが必要です。

（1）市民本位のスポーツ施策をおこなうこと

- ①スポーツ基本法に基づき名古屋市のスポーツ施策の充実をはかり推進すること。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利です。市民の誰もがスポーツを楽しめる条件を整備、拡充すること。
- ②スポーツが平和に果たしてきた役割を重視し、スポーツを通じて性別、世代、国を越えて市民レベルの交流を推進すること。
- ③スポーツ活動の実施率目標を高く設定し直し、「いつでもどこでも誰もがいつまでも」を合言葉に条件整備を行っていくこと。
- ④人にはLGBTQなどの性的指向や性自認（SOGI）に関する権利があることを認識し、スポーツにおいて、どうあるべきかを常に考え行動すること。
- ⑤スポーツからハラスメント、ドーピングの撲滅のため、学校教育や市民を対象としたスポーツ教室を組織し、文化的側面から啓発活動を行っていくこと。指導者への研修も行っていくこと。
- ⑥市民要求を取り入れるタウンミーティングを積極的かつ定期的に行い、市民へ計画・予

算の情報を開示すること。

- ⑦年々体育館や屋外スポーツ施設の利用者が増えているが、スポーツ施設は激減し、年間を通じて会場の確保が年々難しくなっていること。来年2026年に開催されるアジア競技大会・パラ大会は会場不足に拍車をかけていること。これらのことをふまえて施設の増設を進めること。また新施設の建設、供用開始までは既存の中学校施設の開放事業に加えて、高等学校、大学への拡大、民間施設の活用の検討を進めること。
- ⑧受益者負担の考え方をとらず、施設利用料の値上げはしないこと。また減免対象を後援認可事業などにも拡大すること。
- ⑨全国各地で取り組まれているコンベンション支援制度を名古屋市でもつくり、観光活性化をはかりながらスポーツ団体への財政援助を行っていくこと。
- ⑩スポーツ団体を通年で援助する、スポーツ補助金制度をつくりスポーツの発展に寄与すること。
- ⑪東京オリパラの汚職を教訓に政策の計画、実施にあたっては情報開示を念頭に置き汚職の温床にならないものとする。スポーツの商業化を防ぎ、市民の利益を第一の施策とすること。
- ⑫名古屋市各区の生涯学習センター体育室（守山生涯学習センターを除く）には空調設備が設置されておらず冬は寒く、夏は暑く室温は体温近くになるため、生涯学習センターは指定避難所にもなっており年ごとに高まる気温上昇に対し簡易なスポットクーラーでは対応できません。早急に全館空調設備を設置すること。
- ⑬2026年アジア競技大会は市民スポーツの振興につながるよう、市民が参画した予算、大会運営、施設整備計画とし、特に財政面では透明性のある組織運営を行っていくこと。2025年時点では予算を含め情報開示が圧倒的に不足しています。予算大幅増額理由を含め情報開示をすること。
- ⑭2025大阪万博の元請けの外資系イベント会社から計約3億4千万円が支払われていないことが報道された。イベント会社は来年の愛知・名古屋アジア大会を控え、運営に関する630億円規模の契約を組織委員会側と結んでいることから再度契約の見直しをすること。

第4章 環境と平和をまもり、安全で快適に暮らせる名古屋に

南海トラフ地震が起きる可能性が常に警告されています。加えて地球規模の温暖化が如実に市民生活を脅かしつつあること。平時でも脆弱なインフラ・福祉体制・地域経済が、自然災害によって致命的な損害を市民生活に及ぼすことが懸念されています。また、気候災害が世界の平和をさらに危うくする恐れがあります。

1 緑豊かで快適な街と暮らしを実現することで、ヒートアイランド現象を和らげ、市民を暑さから守ること。

(1) 温室効果ガス排出削減目標を大幅に前倒しすること。

- ①2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）宣言をし、現行目標2030年度52%減（2013年度比）を60%以上減らし、2035年度目標も設定する

こと。

(2) 街の緑化を大胆に進め、炎天下でも涼しく歩ける街を確保すること。

- ①明確な緑被率目標をもち、公園等を増やして30%を早期に実現すること。
- ②街路樹や道路、公園、河川敷等は外観を美しく保つため、河村市政の下で削られてきた予算を増額し、専門的な知見を活かして剪定・除草を計画的に行うこと。通学路は緑のトンネルを増やすなど植樹を積極的に行うこと。

(3) 都心部に車の乗り入れを規制し、歩行者が歩きやすく、自転車・公共交通を利用しやすくすること

- ①都心部の車を減らすために、車線を減らす箇所、車の乗り入れ禁止箇所を設置すること。
- ②都心部の歩道を増やすこと。歩行者天国の箇所を増やすこと。
- ③都心部の自転車レーンを増やし、途切れずにつながるよう整備すること。
- ④バスレーンを増やし、一定時間一律料金・乗り換え無料にして、バスを利用しやすくすること。

(4) ガソリン車の利用を減らし、電気自動車（EV）の普及を助成すること。

- ①市バス・公用車はEV化すること。公共施設にEV充電設備を設置すること。

(5) 再生可能エネルギーを増やすこと。

- ①公共施設に太陽光発電を設置。電力の公共調達を環境配慮・グリーン調達にすること。
- ②「自然エネルギー導入促進条例」を制定し、事業に取り組む中小企業を支援すること。

(6) 建物の高断熱化を進めること。

- ①公立学校の教室・体育館の断熱改修を急ぎ、ZEB超の基準設計とすること。
- ②公共建築物（特に公営住宅）の新設・諸改修時にZEB超の基準設計を進めること。
- ③すべての住宅の2030年のZEH基準義務化を前倒し、推進すること。
- ④断熱改修などエネルギー効率を改善するリフォーム等に費用の助成をすること。低所得世帯等には全額助成すること。

(7) 原発ゼロを電力会社に申し入れ、福島事故被災者に寄り添い、放射能の影響を防ぐこと。

- ①南海トラフ巨大地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ②名古屋市民にも多大な影響を与える原発を所有する関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構に、立地・稼働で意見できる立地自治体に準じた安全協定を申し入れること。
- ③福島第一原発事故に関連して、名古屋市へ避難している人の健康を守り、不安を解消するために十分な支援を行うこと。
- ④名古屋市での放射能影響を把握するため放射線測定の実施ポストを増やすこと。

と。

- ⑤放射線対策を抜本的に強化し、健康への影響について市民に説明し、丁寧な情報開示に努めること。また、とくに幼稚園、保育園、小中高校の放射線管理の指針を明らかにするとともに、子どもの避難対策を強化すること。

2 環境汚染を監視・取り締まり、環境に悪影響を及ぼす公共プロジェクトを中止すること

(1) 環境汚染を監視・取り締まり、環境に悪影響を及ぼす公共プロジェクトを中止すること。

- ①有識者ではなく無作為に抽出した人々を委員とする「気候市民会議」を設置し、委員が市民の代表としての自覚を持ち、正確な情報をもとに熟議を重ね、政策の方向性を決めるようにすること。
- ②市内を流れる河川の浄化に引き続き努力すること。河川の水質基準、類型指定引き上げを県に働きかけること。PFAS(有機フッ素化合物)による汚染の調査を進めること。また、水道水についても同様の検査を実施すること。その際には、国の基準50ng/L以下であっても数値を公表すること。及び水道水の基準について欧米並みに引き下げるよう国に求めること。
- ③大気汚染物質の環境目標値は、PM2.5を含め引き下げることなく早期達成をめざすこと。
- ④名古屋駅近辺などへのカジノ誘致は、刑法が禁ずる賭博を合法化して地域経済を吸い上げ、ギャンブル依存症など不幸をまき散らすものであり、きっぱり反対すること。また国に対してカジノ実施法の廃止を求めること。
- ⑤木曽川水系連絡導水路計画は名古屋市として撤退するとともに、中止を国に働きかけること。長良川河口堰の開門調査を早期に実現するよう、国と県へ合同会議の開催を働きかけること。
- ⑥「廃止候補路線」となった山手植田線など都市計画道路に関しては速やかに都市計画を廃止すること。また市長が2014年12月に「道路事業の廃止」を発表した弥富相生山線については、早期に都市計画を廃止すること。
- ⑦「環境科学調査センター」を公害防止、環境保全、市民の健康を守る施設として、調査、研究体制を維持、充実させること。市民の安全と安心に関わる測定、調査業務は民間に外部委託せず、市で実施すること。新たに基準や監視項目に追加されたものは市で測定すること。
- ⑧四日市の「四日市公害と環境未来館」に学び、名古屋でも市内で起きた「公害」を後世に伝え、再び深刻な公害被害を未然に防止するために、公害に特化した「公害資料館」(仮称)を、公害被害者や市民の協力も得て開設すること。
- ⑨大気汚染常時監視測定局について、名古屋市全体の汚染状態を把握する観点から、現在の測定局数を上限とせず、測定局の設置数を見直し必要な地点に新設すること。
- ⑩大気汚染についてPM2.5の環境基準を達成維持し、環境基準より厳しいWHO並みの環境目標値を掲げ、汚染低減をはかること。

- ⑪ぜん息患者への医療費助成制度を実施すること。
- ⑫震災による倒壊によってアスベスト飛散の危険もあり封じ込めなどの措置済み施設も含め、アスベスト使用施設（市営住宅を含む）から早期にアスベストを除去すること。民間施設にはアスベスト調査・除去費用の補助制度活用を進め、解体工事現場への監視・立ち入り指導を強化すること。

（２）リニア新幹線は中止を求めつつ、市民の要望に沿った対応を行うこと

- ①過大な需要予測、財政負担、環境への影響、エネルギー浪費などの問題を抱えるリニア建設は、中止するようＪＲ東海に申し入れ、国に対してはたらきかけること。
- ②リニア中央新幹線計画について、電磁波による健康被害、地盤沈下や地下水への影響、土砂の処分方法など住民の不安に対して、丁寧な説明を行うようＪＲ東海に働きかけること。
- ③名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項について、ＪＲ東海からは十分な回答がなされておらず、あらためて市の指摘事項の反映状況を検証すること。
- ④名城工区でシールドトンネル工事本掘進が始まります。発生残土運搬ルートについて、環境影響調査がないまま工事を開始することがないように、工事の停止をＪＲ東海に申し入れること。
- ⑤市民の不安に応えるため、市民の要望・相談を受け付ける窓口を、市として設けること。ＪＲ東海が環境保全事務所で聞いた市民の要望を市として把握するルートを設けること。
- ⑥立ち退きへの不安などを抱える沿線住民に対し、ＪＲ東海が説明責任を果たすよう申し入れること。用地買収などＪＲ東海が行うべき仕事を、市が肩代わりしないようにすること。
- ⑦リニア工事による買収予定地での、地上げ屋による立ち退き強要の暴挙について、実態を把握し止めさせること。
- ⑧ＪＲ東海が進める名城工区大深度地下工事では東京外環道で陥没事故を引き起こした工法（泥土圧シールド工法）で行われるため、シールド機の振動で、地盤が軟化する。住宅建物に損傷、広範囲に地盤沈下、低周波音、酸欠空気噴出等が懸念される地上権者への地下使用にかかわる補償も含めた丁寧な計画の説明を行うよう、ＪＲ東海を指導すること。

３ 地震あるいは温暖化が原因となって強大化した自然災害を減らし防ぐこと

（１）災害を防ぐ強固なインフラを進めること。

- ①海岸・河川の堤防・防波堤・防潮壁・護岸・水門など、水際の防災施設について、構造物の耐震化や地盤の液状化対策と軟弱地盤の改良などを急ぐこと。管理主体が異なる防災施設について、情報共有をすすめること。災害がれき対策を全庁的かつ広域的にすすめること。
- ②浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の福祉施設等での避難計画策定を支援し、予防的避難もふくむ訓練実施と情報連絡体制づくりに取り組むこと。

- ③暴風被害に備えて、耐風性の基準や対応基準をつくること。風力測定箇所を増やすこと。
- ④ライフラインの耐震化、老朽化対策を進めること。水道事業などの直営堅持、災害対応に重要な現業職員の増員、消防職員を「消防力の整備指針」に基づき増員すること。
- ⑤電力会社に働きかけ、電線の地中化、非常電源・自主電源の確保をすすめること。
- ⑥丘陵部の宅地の危険性に関する検査結果及び熱海での土石流災害を踏まえ、大規模盛土造成の分布状況を把握し、県が行う開発に規制を求めるとともに宅地の耐震化など具体的な対策を推進すること。
- ⑦現存する里山、田畑、貯水池、森林の維持、環境保全に責任をもち、豪雨などの災害の軽減に努めること
- ⑧病院や大規模集客施設をはじめ、宅地を含めたすべての住宅の耐震診断と耐震補強を計画的に進めること。木造住宅耐震化率を引き上げるため、補助額を増額すること。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして引き続きすすめること。
- ⑨木造住宅耐震改修助成制度については、自己負担なくできるように補助すること。予算を順次拡充し、将来的に家屋が1件も倒壊しないことをめざすこと。
- ⑩危険なブロック塀等の実態調査を行い、広場や公園に隣接するブロック塀も撤去助成の対象とし、代替フェンス等設置補助制度を設け撤去を促進すること。

(2) 地域の市民のつながりで防災すること。

- ①防災危機管理部署はじめ、名古屋市防災会議、各区の災害対策、自主防災組織など意思決定が行われる組織には女性の参画を5割以上にすること。
- ②想定し得る最大規模の災害に対応した新たなハザードマップに基づく地域の避難計画の策定及び見直しを早急に支援し、市民ひとりひとりに周知すること。地域の特性にあった地域・職場での住民主体の防災訓練、避難訓練、避難所運営訓練等を促進すること。
- ③避難訓練に参加できない住民のために、オンライン等活用し、より多くの住民が訓練に参加できる体制を構築すること。
- ④防災に関わる人材育成では、感染予防対策や健康管理の知識や技術を学んだ健康危機管理サポーターの育成及び防災サポーターの育成を進めること。
- ⑤浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導体制の整備を定めた計画を市の責任で策定すること。
- ⑥日常生活に防災の意識を取り入れること。学校の授業の中に防災教育を取り入れること。学区の避難場所として学校の用務員・調理員を含む職員体制を充実すること。市内外の大学や私立高校などと避難所利用協定を積極的に結ぶこと。
- ⑦「防災復旧センター」を各区につくり、防災活動の拠点とすること。平常時は、バリアフリーの宿泊施設・短期入所施設等として活用し、災害時は復旧の拠点として、福祉避難所、関係者の宿泊場所として活用できるようにすること。

(3) 安心・安全な避難場所運営にジェンダー視点を取り入れること。

- ①学校、生涯学習センター、高等学校、学童保育施設等の高断熱化、エアコン未設置施設は緊急的に設置を進めること。

- ②津波災害警戒区域に指定された地域での避難訓練の実施、固定資産税の減免制度も活用した避難施設の確保、避難促進施設の管理者による避難確保計画の策定、東南海地震に伴う事前避難計画の具体化など、津波から確実に「逃げる」体制を早急に整備すること。あわせて、住民と関係事業者等への周知を徹底すること。
- ③津波浸水予想地域での新設ビルには津波避難機能を義務づけ、コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替えること。大規模風水害に対応する広域避難のために近隣自治体及び県と連携し、避難先の確保と日常的な情報交換や訓練に努めること。
- ④避難所では一人当たり4㎡を確保すること。介護施設等に置ける福祉避難所の拡充に加え、大学、ホテル、旅館、民間会議室などと提携し、高齢者、障害者、妊産婦などに配慮した避難所として活用できるようにすること。在宅避難者への備蓄・供給ルート、住民の情報連絡網を確立すること。
- ⑤要援護対象者に関する個別避難（支援）計画は、地域任せにせず市が責任を持ちること。難病患者を含む災害時要援護者リストの充実をはかること。
- ⑥人間らしい生活ができるよう避難所の環境改善に取り組むこと。男女1：3のトイレ数、多機能トイレ、調理場の確保で温かな食事の提供、段ボールベッド、女性・若年者、子ども等に配慮したスペースと物資の確保、衛生環境の確保、感染が疑われる場合の専用スペース、避難所の徹底したバリアフリー化を進めること。避難所に安心して身を寄せることができるよう、これら必要なスペースを事前に明らかにし、掲示する等で見える化をすること。
- ⑦避難所運営にジェンダー平等、多様性の視点を取り入れるため、自主防災組織による避難所運営への女性の参画を4割以上とし、障害者、外国籍、LGBTQなどの方の意見が反映される仕組みをつくること。

（4）被災者の生活再建を支援すること。

- ①被災者生活再建支援法の支援対象を「中規模半壊に至らない半壊、一部損壊」まで拡大するよう国に働きかけるとともに、独自に対象を拡大した被災者支援制度を設けること。
- ②被災者生活再建支援金を最大600万円（全壊）になるよう独自助成制度を設けること。
- ③被災した中小商工業者の事業再建支援は、相談体制と被害の態様や程度によって、補助金・給付金その他返済不要の資金援助も検討すること。
- ④在宅被災者・仮設住宅の被災者等の支援のために災害ケースマネジメントを構築すること。

（5）新たな危険を生む都市開発は規制し新たな災害をつくりません

- ①大量の人が都心に滞留するような再開発や、超高層ビル建設は規制すること。地上への影響が計り知れない、都心の大深度地下を掘削するリニア中央新幹線は中止を求めること。

4 「非核平和名古屋市宣言」を制定し、平和の発信と国際交流をすすめること

戦後80年にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条の存在

です。いま、9条を変えたり、新たな文言を付け加えたりする必要は全くありません。

憲法9条などの改悪に反対し、日本国憲法の平和主義の原則が生かされる名古屋市政をすすめること必要です。第二次世界大戦前から名古屋市は、軍需工場が集中して、戦争末期には大規模な空襲によって、市民を巻き込んだ凄惨な被害を受けました。再び、市民が戦争の犠牲になるようなことがあってはなりません。

2024年度のノーベル平和賞を日本被団協・被爆者が受賞しました。あらためて「核のタブー」をつくってきた被爆者運動が世界から評価されたものです。核戦争に都市住民がまきこまれないように、非核の声を市民とともに上げていくことが、今こそ求められている時はありません。

住民の生命とくらしを守る自治体として、非核・平和行政を進め、積極的に平和を世界に発信して行くことを求めます。

(1) 非核・平和行政を推進すること

- ① 1963年に名古屋市会で「名古屋市平和都市宣言」が議決されてから60年余が経過し、2025年は被爆80年を迎えた。改めて、この機会に名古屋市として非核の願いを明確にした「非核平和都市宣言」を制定すること。その精神を市民と共有するため、市庁前に「平和都市宣言」の記念碑を建てること。
- ② 「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」に市長を先頭に署名するとともに、議員をはじめ自治体関係者、市民のみなさんにこの署名を紹介し広く呼び掛けること。
- ③ 市の平和事業を総合的に推進する部署を設置するとともに、「平和都市宣言」、「平和の日」制定を土台とした非核平和事業を総合計画の柱の一つに位置づけて平和に関係する事業を担当する部署の連携を強化すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与することをめざす非核平和事業の予算を充実させること。
- ④ 平和首長会議への加盟自治体として、平和首長会議が提唱した「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン（略称：PXビジョン）」副題～「都市による軍縮と人類共通の安全保障 に向けた平和構築」の実践の先頭に立つこと。
- ⑤ 侵略戦争の反省にたってつくられた憲法の精神にたち、歴史の真実に向き合う姉妹友好都市交流、憲法9条にもとづく平和都市外交を広げること。
- ⑥ 「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集を進めること。愛知・名古屋戦争に関する資料館において、核兵器の非人道性を理解するために、被爆の実相を伝える原爆パネル、「広島市立基町高等学校の生徒による『原爆の絵』『ビキニ被災パネル』」等などの展示を常設で行うこと。各区の図書館や生涯学習センター、区役所など市民に身近な場所でも、上記資料を活用した展示を行い、とりわけ小・中学校、高等学校の教育現場での展示が拡がるように教育委員会から案内すること。
- ⑦ 「なごや平和の日」制定にあたり作成された「名古屋空襲に関するパネル展示」を広く市民に伝えるために、パネルの貸し出しを行うこと。
- ⑧ 広島、長崎の平和記念式典に小中高生を派遣するとともに、戦争、被爆体験を聴く取り組みや、平和副読本の作成・活用など学校における平和教育を推進すること。

- ⑨原爆被爆者の自主的な活動を進めるための補助金をはじめとした「被爆者支援予算」を大幅に拡大すること。県下の少なくない自治体で実施されているような被爆者本人の手にわたる「健康管理手当」を被爆者全員に支給すること。
- ⑩被爆二世、三世の対策で、名古屋市としてアンケートや健康診断、健康相談など積極的にすすめること。横浜市、堺市、吹田市などのように、被爆者二世健康手帳を交付し、医療費の助成を行うこと。
- ⑪子どもの権利条約の観点から、小中高校の総合学習、職場体験学習などで自衛隊を訪問・招待する企画はやめること。中高生を対象とした、自衛隊高等工科学校への勧誘や自衛隊へのリクルートには協力しないこと。
- ⑫各区で行われる「区民まつり」等に、自衛隊の広報活動や戦闘車両の展示を行っているところがあるが、その実施自体を見直していくこと。
- ⑬募集業務の根拠となる自衛隊施行令120条に基づかない、中学生に対する自衛隊高等工科学校への募集のための資料提供は行なわないこと。(自衛隊高等工科学校の学生の身分は、自衛隊員ではない)。
- ⑭自衛官募集にあたって、自衛隊に対して、住民基本台帳を抽出し、タックシールを提供するような便宜供与は中止すること。
- ⑮一般に就職する市民について激励会は行われていないなか、平等性を欠く事案として、戦時下、旧日本軍が出兵時に、政府、自治体がこぞって送り出した様子を彷彿させる自衛隊入隊者激励会は中止すること。
- ⑯「武器輸出三原則」撤廃に続く、「殺傷武器」の輸出解禁は、憲法の平和原則を蹂躪する暴挙であり、防衛装備移転三原則「運用見直し」の撤回と武器輸出禁止の厳守を求める意見を首長として国に対して述べること。

(2) 名古屋空港の軍事基地機能強化に反対し市民の安全を守る

- ①愛知県とともに指定を受けた「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」においては、軍事産業支援につながる施策はとりやめ、ロケット産業を含め「特区」の成果の軍事転用の禁止を明確にすること。
- ②核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊のF35が飛来して、名古屋飛行場に隣接する三菱重工において修理点検することに対して、名古屋市として反対の意志を表明すること。
- ③多数の欠陥を抱えるF35の市街地上空での試験飛行に反対すること。
- ④名古屋市地域防災計画にある民間機と自衛隊機の墜落などの対策に加えて、米軍機、リージョナルデポで飛来する外国籍飛行機の航空機災害についての対策も防災計画に新たに組み込むこと。
- ⑤「輸送・教育業務」を超える小牧基地機能強化に反対し、名古屋飛行場における自衛隊機の曲技飛行、低空飛行などの危険な訓練の中止を国に求めること。名古屋市として飛行高度の計測や騒音測定、夜間訓練など実態調査を行うこと。
- ⑥県営名古屋空港での米軍機、他国の軍用機の利用禁止を国・県に求めること。
- ⑦市民の安心・安全を守るため、名古屋市として、行軍訓練をはじめ、基地・演習場外で行われる、あらゆる訓練や演習の中止を、陸上自衛隊第10師団に要請すること。訓練

や演習に関連した自衛隊員の公園や公的施設の利用は、住民に恐怖を与え、公園利用を阻害するので貸し出しはやめること。

(3) 名古屋港への戦闘艦入港を許さない

- ①商業港であり平和な港である名古屋港への米軍艦船、自衛隊艦船など、全ての軍事艦船の入港に反対すること。
- ②すべての外国軍艦に非核証明書を求めることを柱に「非核名古屋港宣言」を行うこと。
- ③名古屋港での米軍の陸揚げにあたっては、実態を調査・把握し、市民の安全を確保するために検疫を厳密に行うよう国に求めること。

第5章 「市政の主人公は市民」をつらぬく

市政の主人公は市民です。名古屋市基本構想にある「人間としての真の幸せを願い、憲法の精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設」を基本理念として、名古屋のまちづくりを行うことが求められています。

(1) 情報公開とともに広報広聴活動を充実し、市民の市政参加を保障すること

- ①市民参加の方法は多様なあり方を探求し、自らすすんで参加できる機会と場を提供すること。
- ②予算・計画の策定や施策の立案にあたっては、広く市民から意見を募り、意見を反映できるように努めること。施策の実行にあたっては、広く市民の意見が反映できるように努めること。
- ③市民自治の力をはぐくみ、市民が自治の主体となって、互いに連帯して、市と共同して地域のことは地域で解決できるような仕組みをつくること。
- ④学区や自治会など基礎的な地域の組織の育成をはかるほか、NPO、サークル、団体など市民の様々な組織との共同を大切にすること。
- ⑤常設型の住民投票条例を制定すること。
- ⑥「気候」「ジェンダー」など分野ごとに市民会議を設置すること。市民会議では、無作為抽出（または公募）で選んだ市民が委員となり、市民の代表としての自覚を持ち、正確な情報をもとに熟議を重ね、政策の方向性を決めるようにすること。

(2) 市民の人権と暮らしを守ること

- ①「誰一人取り残さない社会」を実現し、将来にわたって市民本位の市政が継続できるよう、将来を見通した市政運営を行っていくこと。住みやすいまち、暮らしやすいまち、魅力あふれるまちを実現すること。
- ②まちづくりは市民参加で進め、誰一人取り残さない社会、だれもが自分らしく、くらし、自己実現をめざせる地域、だれもが社会参加できる環境をつくりだす市政をめざすこと。
- ③市民サービスを切り捨てる「行財政改革」ではなく、市民の生活を優先する市政に、政治の姿勢を抜本的に改革すること。

- ④市民サービスは直営を原則とし、公的責任を果たすこと。災害時に必要な対応ができる職員の体制をつくること。
- ⑤上・下水道をはじめ、教育、福祉、医療、ごみ処理、卸売市場、文化スポーツ、市営交通など市民生活にかかわりが深く、営利になじまない分野については、委託や民営化をせず直営を堅持すること。
- ⑥指定管理や委託が行われた施策については、検証・見直しを行い、必要に応じて直営に戻すなど、市民サービスの充実をはかること。
- ⑦市職員は、正規職員による運営を原則とすること。毎年、職員の定数を削減し続けてきた定員管理の方針を改め、新たな事業への対応や事務量の増加に併せて、必要な職員を増員し、市民サービスを充実させていくこと。
- ⑧市の非正規職員である会計年度任用職員について、正規化すべき職は正規化するとともに、劣悪な処遇を改善すること。再度の任用時の公募は行わないこと。
- ⑨市職員に、憲法や地方自治の研修を徹底させ、住民全体の奉仕者である意識をもち、意欲を持った職員を育成すること。

(3) 大型開発と大企業優先を改め、市民のくらしを守ること

- ①富裕層優遇の減税である「市民税減税」は廃止し、富裕層に所得に応じた負担を求め、必要な財源を確保すること。
- ②予算は市民の暮らしは福祉に優先的に配分し、中部空港二本目滑走路、リニア開業を見据えた名古屋駅周辺まちづくり構想など、不要不急の大型事業は行わないこと。
- ③上下水道管の破裂、道路の陥没事故などが全国で相次いでいる。老朽化したインフラの整備は喫緊の課題であり、市民のくらしを守るために優先的に行うこと。
- ④金城ふ頭の巨大立体駐車場など開発に起因する基盤整備については、関連企業にも応分の負担を求めること。
- ⑤市の施設に企業名を入れるようなネーミングライツは中止し、施設名称を市民が親しみのもてるものに変更すること。
- ⑥上下水道料金を始め公共料金は、減免制度を拡充するなど一般財源を投入し料金を引き下げること。

(4) 時代の変化に柔軟に対応する総合的で計画的な市政の運営をめざすこと

- ①相談や手続きのための窓口の体制を充実し、より身近なところで相談や手続きができるようにすること。
- ②行政の窓口は、できるだけ集約化せず、住民の身近なところでできるようにすること。
- ③区役所の機能を強化するとともに、市民の身近な場で市政運営ができるようにすること。
- ④デジタル技術は、行政サービスの充実、福祉の向上、基本的人権の擁護のために活用し、デジタル技術の活用にあたっては個人情報保護を確保し、住民参加を保障すること。
- ⑤新しい技術への対応が困難な市民を取り残さないようにデジタル格差をなくすること。
- ⑥マイナンバーの取得は強要せず、健康保険証はじめ様々な個人情報との紐づけは、実施しないよう国に求めること。
- ⑦自治体の独自施策への制限につながる、国による情報システムの共同化・集約化に反対

すること。

(5) 国や関係市町村との連携を強化すること

- ① 県や関係市町村と、相互の自主性を尊重しながら共に手をたずさえ、広域的な問題の解決にあたること。国に対しては、市民生活優先の原則に立って、必要な制度の見直し、財源の確保を要請していきること。